

○島根県農産物の種子及び種苗の安定的な確保に関する条例

令和2年12月22日
島根県条例第52号

島根県農産物の種子及び種苗の安定的な確保に関する条例をここに公布する。

島根県農産物の種子及び種苗の安定的な確保に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、農産物の種子及び種苗(以下「種子等」という。)の確保に関し必要な事項を定めることにより、多様化する需要に応じて的確に農産物を生産するために必要な種子等の安定的な確保を図り、もって本県農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、種子等の安定的な確保に関する施策を推進するとともに、必要な体制の整備を図るものとする。

2 県は、施策の推進に当たっては、種子等の安定的な確保に関する機関、団体その他の関係者(次条において「関係機関等」という。)と連携を図るものとする。

(関係機関等の役割)

第3条 関係機関等は、県が実施する種子等の安定的な確保に関する施策に協力するものとする。

(種子等の確保の基本)

第4条 種子等の確保については、農業者が、需要に応じた農産物の生産が農業経営に不可欠であることを踏まえ、生産する品種を自ら選択し、その種子等を多様な方法の中から適切に調達することを基本とするものとする。

2 県は、農業者が種子等を自ら安定的に調達できるよう、種子等の生産その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、気象灾害、社会経済情勢の変化等により、農業者が種子等を調達することが困難となる場合に備え、他の都道府県との協力により種子等を安定的に確保する仕組みの構築その他の必要な措置を講ずるものとする。

(種子等の生産)

第5条 県は、農産物の需要の見通し、農業者の種子等の調達状況等に鑑み、知事が別に定める品種の種子等が計画的に生産されるよう、次条から第8条までに掲げる措置を行うものとする。

(ほ場の指定及び審査)

第6条 知事は、種子等の生産を行おうとする者の申請に応じ、種子等の生産に適すると認めるほ場を指定種子等生産ほ場として指定することができる。

2 指定種子等生産ほ場を経営する者(第3項及び次条において「指定種子等生産者」という。)は、次に掲げる審査を受けるものとする。

(1) ほ場審査(指定種子等生産ほ場において栽培中の農産物の適否について審査することをいう。)

(2) 生産物審査(指定種子等生産ほ場で生産された種子等の適否について審査することをいう。)

3 知事は、前項各号に掲げる審査の結果について、指定種子等生産者に通知するものとする。

4 第2項各号に掲げる審査の基準及び方法は、知事が別に定める。

(指導及び助言)

第7条 知事は、指定種子等生産者に対し、種子等の生産のために必要な指導及び助言を行うものとする。

(原種及び原原種の生産)

第8条 知事は、種子等の生産を行うために必要な原種及び当該原種の生産に必要な原原種の生産を行うものとする。

2 知事は、県以外の者が経営するほ場において原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認めるときは、当該ほ場を、当該者の申請に応じ、指定原種ほ場又は指定原原種ほ場として指定することができる。

3 前2条の規定は、指定原種ほ場又は指定原原種ほ場における原種又は原原種の生産について準用する。

(県内外からの円滑な種子等の確保)

第9条 県は、農業者が種子等を円滑に調達できるよう、県内外における種子等の生産及び供給の状況等の情報収集、県内外の種子等生産者団体等との関係強化による調達先の確保、農業者に対する助言及び情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、種子等の安定的な確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に知事がした指定その他の行為又はこの条例の施行の際現にされている指定の申請その他の行為であって、第6条及び第8条の規定による行為に相当するものは、それぞれこれらの規定によりされたものとみなす。